







# 6 3 号建物空調機補修工事

玖珠駐屯地業務隊

工事件名	6 3 号建物空調機補修工事					図 番	
図面名称	表 紙					縮 尺	
業務隊長	管理科長	営繕班長	施設管理主任	ボイラー係長		作 成	
							

# 仕 様 書

- 1 工事件名：63号建物空調機補修工事
- 2 工事場所：大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2494 陸上自衛隊玖珠駐屯地
- 3 工事期間：契約締結日～令和8年1月30日
- 4 工事概要

工 事 項 目	規 格	数 量	備 考
機械設備工事			
コイルユニット交換		60 台	
配管交換	SGP-20A 保温共 4m程度	60 箇所	

## 5 一般事項

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下、「改修標仕」という。）」及び関係諸規則に基づき実施する。
- (2) 請負者は工事施工に先立ち、監督官と協議のうえ工程表を作成し、監督官の承諾を受けるものとする。
- (3) 本仕様書及び図面に記載無き事項で、疑義が生じた場合は監督官と調整し、その指示に従い実施すること。
- (4) 本仕様書及び図面に記載されてある寸法・規格については、あくまでも標準寸法・規格であるため、実際の工事に際しては、必ず現地にて採寸・調査を行い実施すること。
- (5) 請負者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・中・後、隠蔽部分、使用材料及び監督官の指示箇所とする。また写真は、工事完了後速やかに現像し、A4判アルバム（プリント可）に整理のうえ1部提出すること。
- (6) 工事実施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において補償及び復旧すること。
- (7) 工事実施に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。
- (8) 工事実施に際し、請負者は作業条件を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
- (9) 駐屯地の出入門時間は、08時30分～17時30分とする。ただし、夜間作業実施時等の場合でこれを超える時間については、監督官と協議するものとする。
- (10) 本工事で発生した廃品等のうち、監督官が指示するものについては、発生材報告書を提出し、所定の位置（場内運搬距離約1km）に搬入・集積する。その他の廃品等については、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法令等を遵守し請負業者の責任において場外処分すること。処分完了後、処分完了が証明できる書類（マニフェストの写し）を監督官に提出するものとする。
- (11) 請負者は、下請等契約を行う場合は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、施工台帳等、官側が求める書類等を速やかに提出及び処置を行うこと。
- (12) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。

6. 特記事項（機械設備工事）

保温工事

配管の保温の仕様及び区分は、次表のいずれかによる。

[標仕 3.1.4]

区分	屋内露出		屋内隠蔽		屋外マンホール ピット	屋外暗渠内	屋外露出
	一般居室 廊下	機械室 倉庫 共同溝	天井内 空間隙中 PS内	暗渠内 (ピット含)			
冷温水管	A1・(イ)・Ⅲ	B・(イ)・Ⅲ	C1・(イ)・Ⅲ	D・(イ)・Ⅲ	E2・(イ)・Ⅲ	D・(イ)・Ⅲ	E2・(イ)・Ⅲ
	A1・(ロ)・Ⅲ	B・(ロ)・Ⅲ	C1・(ロ)・Ⅲ	D・(ロ)・Ⅲ	E2・(ロ)・Ⅲ	D・(ロ)・Ⅲ	E2・(ロ)・Ⅲ
	A1・(ハ)・Ⅲ	B・(ハ)・Ⅲ	C1・(ハ)・Ⅲ	D・(ハ)・Ⅲ	E2・(ハ)・Ⅲ	D・(ハ)・Ⅲ	E2・(ハ)・Ⅲ

7. 特記事項（その他）

施設の不具合等により、施工が困難となった場合、すみやかにその原因を追求するとともに、調査報告書及び工事費内訳書等を作成し、監督官に提出すること。

8. 提出書類

(1) 種類・部数

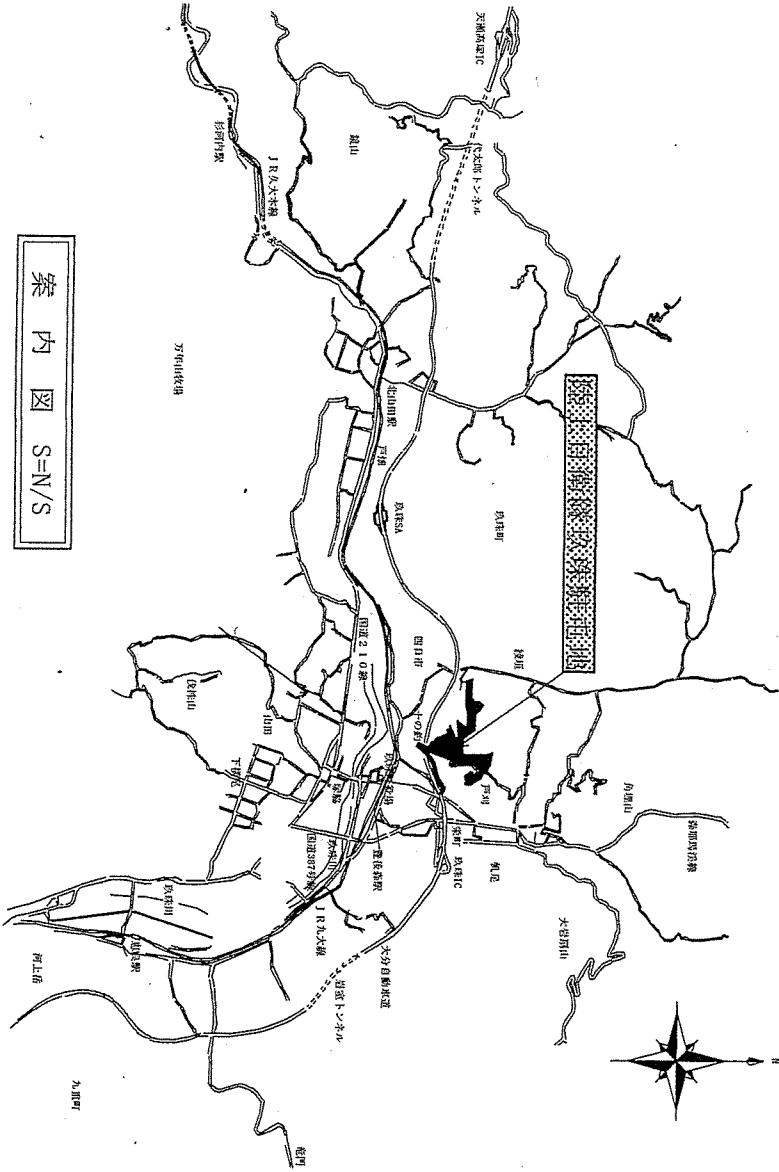
ア 工程表	1部（契約後すみやかに）
イ 現場代理人等指名・変更通知書	1部（契約後すみやかに）
ウ 着工（着手）届	1部（着工当日）
エ 竣工（完了）届	1部（完了当日）
オ 工事打合簿、工事日誌	1部（その都度）
カ 材料検査簿	1部（材料搬入時）
キ 使用材料承認願い又は承認図等	1部（すみやかに）
ク 工事（作業）写真	1部（工事完了後すみやかに）
ケ 発生材報告書	1部（工事完了後すみやかに）
コ 契約金額内訳明細書	1部（契約後すみやかに）
サ 施工体制台帳の写し及び施工体系図	1部（工事施工前及び変更時）
シ 各種報告書、試験成績書等	1部（工事完了後すみやかに）
ス その他指示された書類（その都度）	

(2) 提出方法

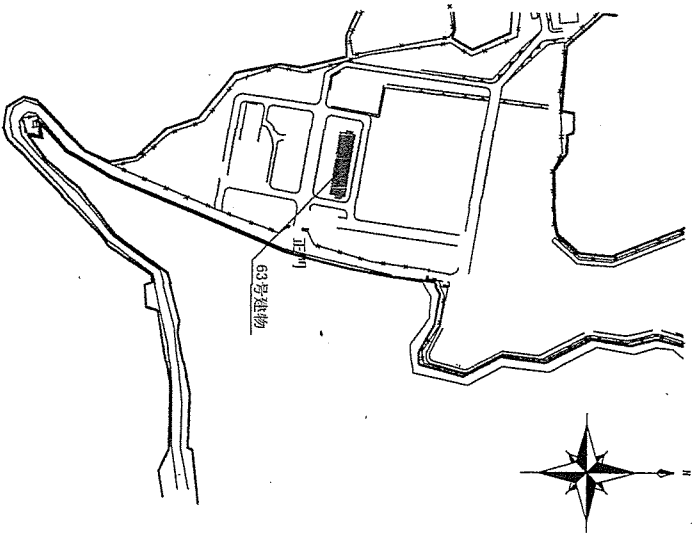
提出書類一式を綴じる事が可能なファイル等と共に提出すること。

9. 完成検査

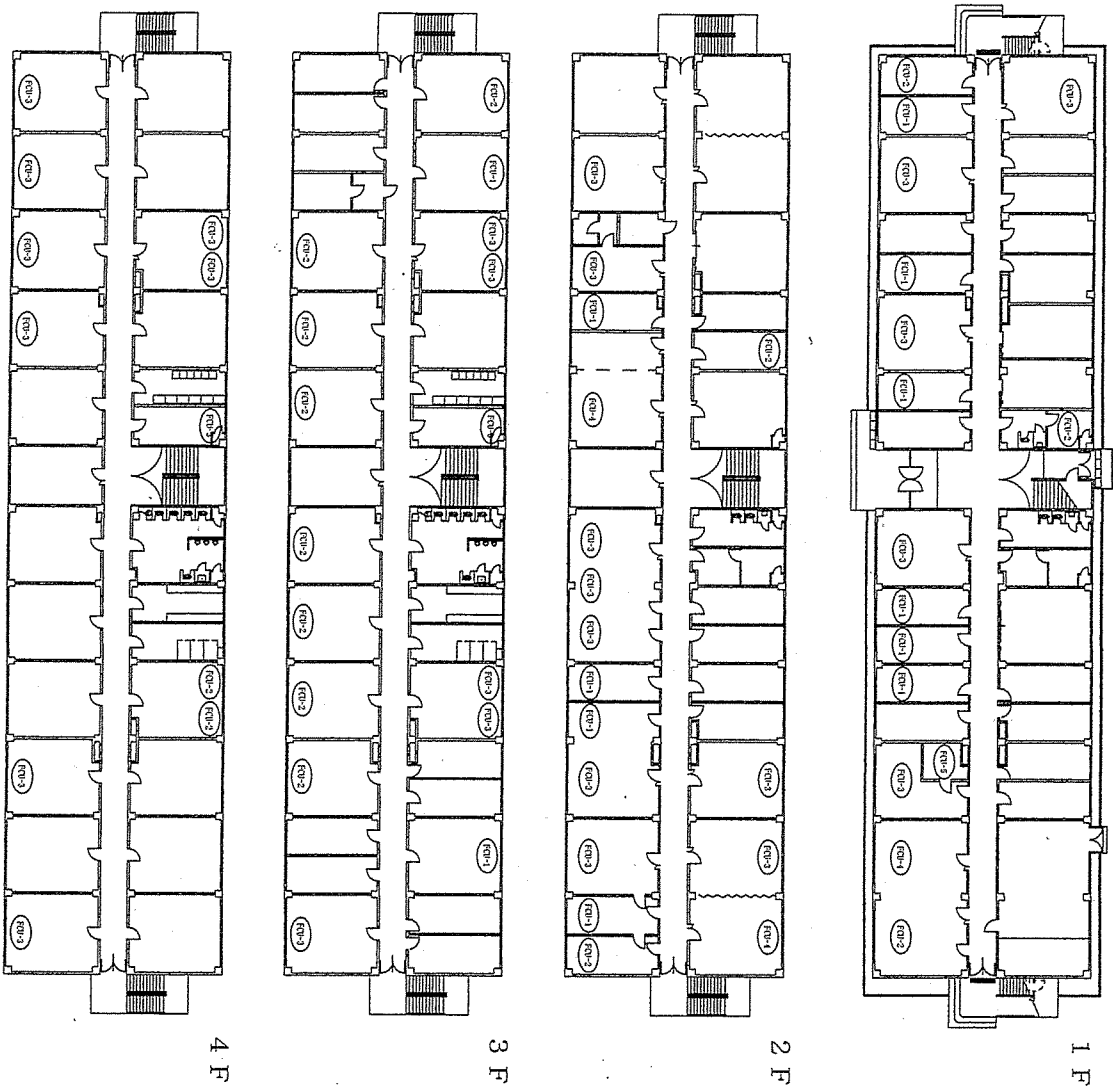
本工事は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。



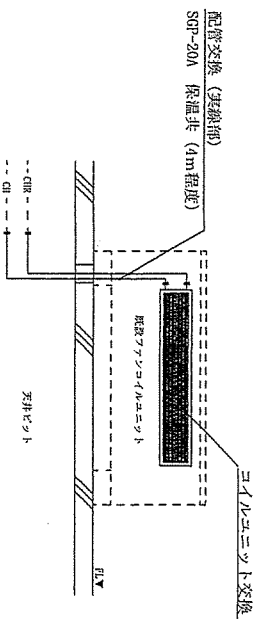
案内図 S=N/S



配置図 S=N/S



63号建物平面図 S=1/400



補修標準図 S=1/30

凡例

記号	規格等	枚数
R01-1	CF-31N2B用コイルユニット交換	12
R01-2	CF-42N2B用コイルユニット交換	15
R01-3	CF-62N2B用コイルユニット交換	29
R01-4	CF-84N2B用コイルユニット交換	3
R01-5	CSND-21N2B用コイルユニット交換	1